

○科学研究費補助金立替細則

（平18細則第25号 平成18年12月12日）

改正 平18細則第124号 平成19年3月29日

平19細則第81号 平成19年9月21日

平20細則第81号 平成21年3月31日

（目的）

第1条 この細則は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の科学研究費補助金取扱規程（平16規程第93号。以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の立替について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この細則において、「研究者」とは、規程第2条第1項に定める者をいう。

2 この細則において、「研究支援部長等」とは、競争的資金等における研究資金の管理等に関する規程（平19規程第22号）第2条4号に定める者をいう。

3 この細則において、「新規受給者」とは、新たに補助金の交付内定を受けた研究者をいう。

4 この細則において、「継続受給者」とは、過年度において補助金の交付決定を受けた研究者をいう。

5 この細則において、「補助金受給者」とは、新規受給者及び継続受給者をいう。

6 この細則において、「国等」とは、機構へ補助金を支給する文部科学省、独立行政法人日本学術振興会又は研究代表者所属機関をいう。

（立替）

第3条 機構は、補助金受給者が補助金の交付を受ける年度において国等から補助金を受領するまでの間に、補助金を使用する必要がある場合、運営費交付金等の機構が保有する資金の範囲内、かつ、交付内定又は過年度の交付決定を受けた補助金の額の範囲内で、当該補助金の執行に必要な額の立替を行うことができる。

2 補助金受給者が立替を受けることができる期間は、原則として当該補助金を機構が受領するまでの間とする。

（開始日）

第4条 立替は、新規受給者については交付内定日以降に、継続受給者については、毎事業年度開始日以降に行うことができるものとする。

（利息等）

第5条 機構は、補助金受給者に第3条の立替について利息等を徴収しないものとする。

（補助金受給者の資格喪失等）

第6条 補助金受給者がその受給資格を失ったときは、当該補助金受給者は、第3条により機構が立替をした額（以下「立替額」という。）の全額を遅滞なく機構に返納しなければならない。

2 補助金受給者が機構以外の機関等に移籍した場合であつて、返納すべき立替額があるときは、

機構は、当該移籍機関を通じて補助金受給者に立替額の返納を求めるものとする。

（使用願いの提出）

第7条 立替を受けようとする補助金受給者は、別紙「科学研究費補助金 交付前使用願」（以下「交付前使用願」という。）に所要事項を記入の上、自らの所属する組織を担当する研究支援部長等あて提出するものとする。

（手続）

第8条 研究支援部長等は、提出された交付前使用願に記載された使途内容及び立替額が補助金執行上必要なものであることを精査し、その立替の可否及び金額を承認した場合には、当該交付前使用願を経理課長あて提出するものとする。

2 経理課長は、研究支援部長等から提出された交付前使用願に記載された使途内容及び立替額の確認を行うものとする。

3 経理課長は、前項の確認を行った場合、研究支援部長等にその旨通知するものとする。

4 研究支援部長等は、前項の通知を受けた場合、第3条第1項の規定に従い、当該補助金の立替を行うものとする。

（精算）

第9条 研究支援部長等は、国等から補助金の入金があった場合には、速やかに当該立替額の精算依頼を財務課長あて行うものとする。

2 財務課長は、研究支援部長等から前項に規定する精算依頼があった場合、速やかに精算を行うものとする。

附 則

1 この細則は、平成18年12月12日から施行する。

2 この細則の施行後において、なお従前の例により処理された「交付前使用願」の取扱については、関係部署間の調整の上、本細則の規定条項を準用するものとする。

附 則（平18細則第124号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平19細則第81号）

この細則は、平成19年9月21日から施行する

附 則（平20細則第81号）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。